

愛媛県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成6年愛媛県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改

正

後

(定数)

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第90条第 1 項の規定により、愛媛県議会議員の定数は、45人とする。

別表（第 2 条関係）

選挙区		議員数
名 称	区 域	
省略		
今治市・越智郡選挙区	今治市及び越智郡上島町	<u>5 人</u>
宇和島市・北宇和郡選挙区	宇和島市並びに北宇和郡松野町及び鬼北町	<u>3 人</u>
省略		

改

正

前

(定数)

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第90条第 1 項の規定により、愛媛県議会議員の定数は、47人とする。

別表（第 2 条関係）

選挙区		議員数
名 称	区 域	
省略		
今治市・越智郡選挙区	今治市及び越智郡上島町	<u>6 人</u>
宇和島市・北宇和郡選挙区	宇和島市並びに北宇和郡松野町及び鬼北町	<u>4 人</u>
省略		

附 則

- 1 この条例は、次の一般選挙から施行する。
- 2 この条例施行の際現に愛媛県議会議員の職にある者については、その任期が満了するまでの間は、なお従前の例による。

議 案 説 明

県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を変更するため、この条例の一部を改正しようとするものである。